

## 取 扱 基 準

名 称	文化財保護調査事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市民共有の財産である貴重な文化財を保護するため、文化財保護法・新潟県文化財保護条例・新潟市文化財保護条例によって指定された文化財の所有者・管理者等に対して、文化財の保護に必要な事業へ補助を行う。
目 標	数値化□ 非数値化■
	事業の実施によって、出来るだけ多くの指定文化財を実施前より良好な状態で保護できるよう努める。 <目標が数値でない場合の評価方法> 個々の事業の成果において、当該指定文化財の保護状態を確認することにより評価する。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	指定文化財の修理・復旧・再生、その他保護に必要な事業に係る経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助対象経費（10万円以上）の50%以内（市指定文化財）、25%以内（県指定文化財）、12.5%以内（国指定文化財） （国補助・県費補助がある場合は、補助対象経費からそれらを控除した額の50%を上限とする） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年 4月 1日
評価の時期	令和7年 9月30日
終 期	令和8年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施に当たっては「新潟市補助事業」であることを周知する。 〔媒体〕 看板、その他
担当部署	文化スポーツ部 歴史文化課 企画・文化財担当 電 話 025-226-2575 e-mail rekishi@city.niigata.lg.jp